

指定管理者選定委員会における候補者の選定結果概要

(課名:文化振興課)

1	施設名	滋賀県希望が丘文化公園、滋賀県立青少年宿泊研修所および滋賀県立希望が丘野外活動センター									
2	施設の概要	敷地面積 4,163,297㎡(全園)									
		<p>○滋賀県希望が丘文化公園 <スポーツ施設> スポーツ会館 延床面積4,308㎡(体育室、格技場等) 陸上競技場、球技場、野球場、ソフトボール場、テニスコート、草野球場等 <その他> 芝生ランド、ピクニックランド、サイクリングロード、駐車場等</p> <p>○滋賀県立青少年宿泊研修所 敷地面積 36,335㎡ 本館 延床面積 8,782㎡(宿泊定員360名、宿泊室、大ホール、研修室、会議室等) 食堂棟 延床面積 1,610㎡(食堂、浴室等)</p> <p>○滋賀県立希望が丘野外活動センター 敷地面積 210,000㎡ 野外活動センター 延床面積 1,216㎡(ホール、集会室、クラフト室等) 東キャンプ場 470名収容、西キャンプ場 400名収容、雨天営火場</p>									
3	募集方法	公募									
	募集要項配布期間	平成30年8月3日 ~ 平成30年9月28日									
	申請受付期間	平成30年9月5日 ~ 平成30年9月28日									
	指定期間	平成31年4月1日 ~ 平成37年3月31日(6年間)									
	管理業務内容	(1) 事業の実施に関する業務 (2) 施設の運営に関する業務 (3) 施設・設備等の維持管理業務 (4) その他施設の設置目的を達成するために必要な付随業務									
管理料参考額	2,241,942,000円(消費税および地方消費税を含む。)										
4	応募状況	<table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <tr> <th colspan="2">申請者</th> <th rowspan="2">グループの構成 (グループ申請の場合)</th> </tr> <tr> <th>所在地</th> <th>名称</th> </tr> <tr> <td>蒲生郡竜王町薬師1178</td> <td>公益財団法人滋賀県希望が丘文化公園</td> <td>-</td> </tr> </table>		申請者		グループの構成 (グループ申請の場合)	所在地	名称	蒲生郡竜王町薬師1178	公益財団法人滋賀県希望が丘文化公園	-
		申請者		グループの構成 (グループ申請の場合)							
		所在地	名称								
蒲生郡竜王町薬師1178	公益財団法人滋賀県希望が丘文化公園	-									
合計1者											
5	審査方式	滋賀県希望が丘文化公園等指定管理者選定委員会において、申請書類の内容について申請者からヒアリングを実施し、あらかじめ定めた審査基準に基づく審査・採点を行い、その採点結果を基に指定管理者の候補者を選定する。									
	選定委員会委員 *委員長 (50音順、敬称略)	辻田 良雄 (滋賀県シェアリングネイチャー協会理事長) *豊田 則成 (びわこ成蹊スポーツ大学副学長) 藤 崇之 (公認会計士・税理士) 水口 善広 (高島市商工観光部観光振興課長) 美濃部 俊裕 (大谷大学教職支援センター教職アドバイザー) 吉久 義則 (日本ボーイスカウト滋賀連盟副理事長)									
	審査基準	別紙参照									

審査経過
 第1回滋賀県希望が丘文化公園等指定管理者選定委員会
 (開催日) 平成30年7月12日
 (内容) 指定管理者募集要項および審査基準の審議
 第2回滋賀県希望が丘文化公園等指定管理者選定委員会
 (開催日) 平成30年10月22日
 (内容) 申請者からのヒアリング、事業計画等の審査および候補者の選定

指定管理者の候補者
 公益財団法人滋賀県希望が丘文化公園

評価結果、選定理由、選定委員会の概要
【評価結果】
 ○選定基準に基づく採点結果

申請者	選定基準1	選定基準2	選定基準3	選定基準4	選定基準5	合計
公益財団法人滋賀県希望が丘文化公園	7.8	27.0	17.7	21.3	4.5	78.3

※点数は各委員の平均値 (100点満点)

○各委員の採点結果

申請者	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	F委員	合計	平均値
公益財団法人滋賀県希望が丘文化公園	77	74	70	85	80	84	470	78.3

○提示額一覧表

申請者	提示額
公益財団法人滋賀県希望が丘文化公園	2,101,449,000円

【選定理由】

申請者の事業計画等を審査した結果、公園の設置目的や運営方針を十分に理解し、県民の公平な利用の確保、施設の効用の最大限の発揮、管理経費の縮減および安定した管理運営能力などの審査基準を全て満たしており、これまでの実績を踏まえ、適正に公園の管理運営を行うことができると評価された。

【指定管理者選定委員会の概要】

(選定委員会での主な意見)

- ・来園者への対応にかかる人材教育への取組が適正にされており、これまでの実績として評価できる。
- ・幅広い層を対象とした様々なイベント等の取組が事業計画において提案されており評価できる。一方、イベント等の実施がない時の集客に向けた施策についても期待したい。
- ・事業計画では来園者、施設利用者、事業参加者の増を見込んでいるが、利用料金収入については現状維持の水準に留まっている。事業の実施等に際しては、収入と支出のバランスに留意して取り組まれない。
- ・申請者の財務状態については、平成29年度末における正味財産は十分にあるため、経営基盤に関する問題は特に認められない。

以上の結果、公益財団法人滋賀県希望が丘文化公園を指定管理者の候補者として選定した。

審査基準

番号	選定基準	審査項目・内容	配点
1	公の施設としての「公益性」「公共性」「公平性」を確保することができるものであること	(1)「公益性」「公共性」「公平性」の確保に関する考え方 ・申請団体の経営方針が適切で公共性があるか ・事業等の内容に偏りがないか ・経営のモラルは適切か ・生活弱者等への配慮がされているか ・青少年等に対して低廉な料金区分の設定をしていることについて理解し推進できるか	10
2	施設の効用を最大限に発揮させるものであること	(1)施設の運営方針 ・施設の設置目的、概要等を理解しているか ・管理運営目標の達成に向けた取組は適切か ・サービスの水準の確保に向けた取組は適切か ・利益配分の考え方は適切か ・学校や地元自治体、各種団体等との連携は適切か (2)事業の実施に関する考え方と企画内容 ・青少年等の社会教育につながる企画内容か ・県民の需要に応える魅力的な企画内容か ・県民の社会的・地域的ニーズに沿った企画内容か ・過去の実績は十分か ・事業評価の方法は適切か ・事業参加者数の拡大に関する取組は適切か ・独自事業の取組は適切か (3)施設の運営に関する業務の考え方(貸館など) ・利用者サービス向上に向けた取組内容は適切か ・利用の拡大に向けた取組内容は適切か ・利用者ニーズの把握方法は適切か ・利用者の苦情等トラブルの未然防止と対処方法は適切か ・安全確保の方策は適切か ・過去の実績は十分か (4)施設・設備等の維持管理業務の考え方 ・保守点検、清掃などの方法は適切かつ効率的か ・施設の修繕にあたっての考え方は適切かつ効率的か ・過去の実績は十分か (5) 希望が丘文化公園基本計画の実現に向けた取組 ・希望が文化公園基本計画の実現に向けた取組が(1)～(4)に提案されているか	35 (7) (7) (7) (7) (7)
3	施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること	(1)施設の管理に係る経費縮減に関する考え方 ・経費縮減の実現性があり適正であるか ・長期的に見た場合、サービスの低下につながる恐れはないか ・過去の実績を踏まえた適切な内容か	25 (25)
4	事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有すること	(1)収支計画について ・収支計画の実現性はあるか ・収入、支出の積算と事業計画の整合性はあるか ・多様な事業財源の確保に向けた考え方は適切か (2)組織および人員について ・組織構成および正規職員の配置は適正か ・相当の知識や経験等を有する職員がいるか ・人材育成、研修等の体制は適切か ・職員の採用・確保の方策は適切か ・現に従事している職員の雇用について配慮されているか (3)経営基盤について ・財務状況は健全か ・金融機関、出資者等の支援体制は十分か (4)類似施設を良好に運営した等の実績について ・大規模施設を運営した実績は十分か	25 (8) (7) (5) (5)
5	関係法令および条例の規定を順守し、適切な管理ができること	(1)関係法令および条例の規定の遵守について ・労働法令等を含む関係法令等の遵守体制について ・個人情報の保護について ・環境方針への配慮について ・事故等の未然防止と事故等が発生した緊急時の対応、体制について ・その他の取組について ・上記に関する考え方および取組内容は適正か	5
合計			100

・審査基準および配点に基づく、選定すべき候補者の決定は、以下のア～ウの順に行うこととする。

ア 各委員の採点を合計した点数が最も高い申請者

イ 最も高い採点をした委員の数が最も多い申請者

ウ 番号2、3に関する委員の採点を合計した点数が最も多い申請者

団 体 概 要 書

項 目	内 容	
事業者（法人、団体）名	公益財団法人滋賀県希望が丘文化公園	
代表者職・氏名	理事長 和田 慶三	
団体の所在地	蒲生郡竜王町薬師1178	
設立年月日	昭和45年4月1日	
資本金（基本財産）	10,000千円（平成30年9月1日現在）	
従業者数	平成30年9月1日現在	46人
主たる業務内容	<p>滋賀県希望が丘文化公園、滋賀県立青少年宿泊研修所、滋賀県立希望が丘野外活動センターの管理運営および以下の事業の企画・実施</p> <p>(1) 青少年の健全育成に関する事業の実施および支援 (2) 社会教育、生涯学習に関する事業の実施および支援 (3) スポーツ振興に関する事業の実施および支援 (4) 健康増進に関する事業の実施および支援 (5) 自然体験に関する事業の実施および支援 (6) 滋賀県が行う文化公園に関する事業の受託および協力 (7) 文化公園の維持および管理運営 (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業</p>	
類似施設の管理に関する過去の業務実績	<p>指定管理業務の実績</p> <p>(1) 滋賀県希望が丘文化公園（平成18年4月～平成31年3月） (2) 滋賀会館（平成18年4月～平成22年3月） (3) しが県民芸術創造館（平成18年4月～平成26年12月） (4) 滋賀県立文化産業交流会館（平成18年4月～平成29年3月）</p>	
特記事項	<p>滋賀県希望が丘文化公園、滋賀県立青少年宿泊研修所および滋賀県立希望が丘野外活動センターの現指定管理者 受託管理：昭和47年1月18日～平成18年3月31日 指定管理：平成18年4月1日～平成31年3月31日</p> <p>※ 昭和47年1月18日～昭和51年3月31日（財）滋賀県希望が丘管理公社が管理、昭和51年4月1日（財）滋賀県文化体育振興事業団に統合、平成4年4月1日（財）滋賀県文化振興事業団に名称変更、平成29年4月1日（公財）滋賀県希望が丘文化公園に名称変更。</p>	

公の施設における指定管理者指定による効果

【課名:文化振興課】

(単位:千円)

施設名	指定管理者名	募集方法	指定期間 (年) A	指定管理料総額(債務負担行為額)			増 減		今回の指定による効果の概要		
				うち 一般財源 B	単年度 換算 C=B/A	平30年度 一般財源 D	増減 C-D	行政サービスの向上	管理運営の効率化	その他	
滋賀県希望が丘文化公園、滋賀県立青少年宿泊研修所および滋賀県立希望が丘野外活動センター	公益財団法人滋賀県希望が丘文化公園	公募	6	2,101,449	2,074,335	345,723	383,658	△ 37,935	<ul style="list-style-type: none"> 幅広い世代が参加できる多彩な事業の展開や各種大会の開催等の提案があり、交流・憩いの場の提供やスポーツ・健康づくりの推進に向けて一層の充実が期待できる。 施設利用にかかるオンライン申込システムの構築や園内送迎用マイクロバスの台数増等の提案があり利便性の向上が期待できる。 	指定管理者による再委託契約の複数年化、デマンド管理による最大電力の抑制や照明のLED化および自動点灯化による省資源化、業務運営の効率化により経費の削減が期待できる。	当該団体は開園当初から公園管理を担っており、これまでの経験やノウハウの蓄積により、利用者の安全・安心に配慮した安定的な公園運営が見込まれる。